

○ 鈴鹿工業高等専門学校国際インターンシップの履修に関する規則

平成 29 年 7 月 5 日
規則 第 107 号

鈴鹿工業高等専門学校国際インターンシップの履修に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、専攻科の学生に係る国際インターンシップの履修に関し必要な事項を定める。

(実習機関)

第 2 条 国際インターンシップ先となる企業又は公共団体等の機関（以下「実習機関」という。）は、別に定める国際インターンシップ実施要項（以下「実施要項」という。）の目的に沿うものとする。

(計画・実施)

第 3 条 国際インターンシップは、専攻科長及び専攻科長補佐において計画し校長の許可を得て実施するものとする。

(国際インターンシッププログラム学生プロフィール等の提出)

第 4 条 国際インターンシップを履修する学生は、本校所定の様式による国際インターンシッププログラム学生プロフィール又は実習機関が定める同様の書類を実習機関に提出し、参加承諾書・同意書を実習機関及び校長に提出しなければならない。

(国際インターンシップの責務)

第 5 条 学生は、実習機関の定める諸規則及び実習指導責任者の指示に従わなければならない。

(国際インターンシップ日報及び国際インターンシップ報告書の提出)

第 6 条 学生は、国際インターンシップ終了後、専攻科長補佐に国際インターンシップ日報及び国際インターンシップ報告書を提出しなければならない。

(国際インターンシップの期間及び時間)

第 7 条 国際インターンシップの期間については、実施要項の実施時期及び期間によるものとし、時間については、実習機関において定められたものとする。

(国際インターンシップ期間中の休日の取扱い)

第 8 条 国際インターンシップ期間中の休日は、実習機関において定める休日とする。

(他機関が主催する国際インターンシップへの参加)

第 9 条 次の各号に掲げる機関が主催する国際インターンシップについては、この規則によらず、各機関が定めた計画等に基づき参加するものとする。

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構
- (2) 他の高等専門学校

附 則
この規則は、平成 29 年 7 月 5 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。